## 面類題語信品明

松江教育事務所管内 広域特別支援連携協議会 事務局 第8号 〒 690-0011 松江市東津田町 1741-1 Tel 0852-32-5772 Fax 0852-32-5770 平成28年3月発行

広域特別支援連携協議会は、文部科学省の特別支援教育体制整備の推進事業として 平成17年度より各教育事務所ごとに設置されています。松江教育事務所では、管内の特別 支援教育の推進、充実のために年2回の協議会を開催しています。これまで「高等学校にお ける発達障がいの生徒の支援の充実のために」「一貫した支援体制のために~ライフステー ジを見据えた支援~」等々、各年度ごとにテーマを設けて情報交換や意見交換を行ってきま した。今年度は11名の方に委員をお願いしています。

この「広域連携だより」では、今年度の協議会で行われた情報交換、意見交換の内容や特別 支援教育研修会の概要についてお知らせいたします。

# 広域特別支援連携協議会 一貫した支援体制のために 一貫した支援体制のために 一貫した支援体制でどうつないでいくか。

平成25年度から「一貫した支援体制のために〜学校間でどうつないでいくか〜」をテーマにし、将来を見据え、学校間をつなぐ支援体制について協議を重ねてきました。今年度は、学校間をつないだり日々の指導や支援に活用したりするために各園や学校で作成している「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」について協議を行いました。現在、管内の小、中学校の特別支援学級の児童生徒については「個別の指導計画」又は「個別の教育支援計画」は、ほぼ100%作成されています。しかし、通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童生徒についての作成や活用状況はどうでしょうか。

第1回の協議会では、それぞれの園や学校での作成や活用の現状と課題について情報交換を行いました。そして、第2回の協議会では、よりよい活用に向けての意見交換を行いました。その中で「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」という様式ではなくても、ほとんどの園や学校で支援を必要とする児童生徒一人一人について、なんらかの個別の支援ファイルを作成しており、ケース会議や移行支援会議の場での活用や日々の指導や支援に生かしている事例が紹介されました。また、意見交換を行う中で、作成することが目的ではなく、大切なことは保護者と共に子どもを育てるという意識をもつこと、保護者が「担任の先生と話ができてよかった。」「我が子のことをわかってくれている。」と感じ、保護者と担任、園や学校との信頼関係を築いていくことだ、ということを委員間で共有しました。

<sup>\*</sup>障がいの「がい」の字は固有名詞中においては漢字で表記している場合があります。

<sup>\*</sup>保・幼・小 = 保育所(園)・幼稚(保)園・小学校

<sup>\*「</sup>個別の指導計画」「個別の教育支援計画」「支援計画」は発言者の言葉で記しています。

## 域特別支援

携協

第1回開催 第2回開催

平成27年7月1日 平成28年2月4日

今年度開催した2回の連携協議会での委員の方からの情報提供やご意見をご紹介いたします。

#### 個別の指導計画、個別の教育支援計画 WHITE EXPLICITION

を中心に園で個別に「支援計画」を作成してい

る。デイサービスを利用している子どもについ

ては、デイサービスで作成するケースもある。

その場合は定期的に園での様子を見てもらい

**個別の指導計画、個別の教育支援計画** はどう活用されているか。活用するか

幼

稚

園★「支援計画」は、保護者の前ではあまり 書き込まないものを出し、保護者の願いを もとに書き込んでいくスタイルにしている。

見直しをしている。

- ★就学相談、就学支援委員会の対象の子ども┃★「個別の支援計画」を、幼稚園、子どもが利用 しているデイサービスで共有している。保護者 にも見てもらいその都度見直しをしている。
  - ★「移行支援計画」には保護者の思いや願いを書 いて小学校につないでいる。
  - ★小学校入学後に保・幼・小学校の連絡会がある。 保護者も交えて支援のつなぎの振り返りができ るとよい。

★にこにこサポート事業 (\*) の活用をよい 機会として通常の学級に在籍する特別な支 援を必要とする児童については「個別の指 導計画」を作成している。「作ってよかった」 「負担だ」等、担任によって違う。

学

小

★ケース会議の時に特別支援教育コーディネ ーターが「個別の指導計画」を持ち込んで っていないとサッと持ち出せない。あとで 作成しようと思うと難しい。

- ★「個別の指導計画」の作成が有効だと感じたの は、作成していく中での気づきを保護者に伝え、 保護者と話をしたこと。作成を通して担任と保 護者がつながっていくこと。
- ★一番役に立つのは、学年が変わり担任が代わっ た時。これまでどこの機関とつながっていたか など「支援計画」を見ればわかる。
- 即座に書き込むことにしている。個別に作★小学校で担任と次の担任をつなぎ、卒業後、中 学校へとつないでいくツールとする。
  - ★校内での子ども理解に役立てる。ケース会議で 活用し、その都度必要なことを手書きで書き込 み、次年度に引き継いでいく。

校

校

のない教員もいるのではないか。

中 ★それぞれの学校で必要に応じたものが作られて いる。移行支援会議で「移行支援シート」を作 学 成している。

- ★中学校には「個別の教育支援計画」を見たこと|★学年ごとの支援会議で一人一人の「支援シ-ト」を作成して使っている。その生徒への支援 や配慮について特別支援教育の視点や生徒指導 の視点で記入している。
  - ★進路先へつなぐツールとして活用している。特別 支援学校へは、丁寧に引継ぎを行っている。支援 が必要な生徒については進学先の高校へも引き継 ぐが高校によって違う。「移行支援計画」ではなく 担任が簡単に引き継ぐこともある。

\*にこにこサポート事業:島根県教育委員会が実施している「特別な支援のための非常講師配置事業」 の通称。小学校の通常の学級に在籍する発達障がいのある児童に対して、週25時間、非常勤講師を 配置して当該児童の教育的ニーズに応じた適切な支援を行うもの。

していないが、入学する全生徒について保 等 護者から実態について記入し提出してもら っている。ソーシャルスキルトレーニング 学 を行っている生徒もあり、今後、配慮事項 について共通理解していこう、という動きは

あり、少しずつ取り組み始めている。

校

別

援

学

校

行 政

江

市

行

政

来 市

- ★今年度の入学生で「支援計画」を引き継いだケ ースは1名だけだった。
- ★保護者が子どもの障がい受容をできていないケ ースでは、卒業後を見据えて保護者も交えての 「支援計画」の作成は難しい。
- ★気になる生徒をピックアップしている担任もいる。 特別支援教育コーディネーターでまとめてみんな で支援していく積み重ねを大切にしていく。
- <mark>特</mark>||★平成12年度から作成している。作成にあ|★社会に出て行く時には「移行支援計画」を作成 たってのしおりもあり、年度初めに保護者 への説明を行っている。「個別の指導計画」 を通知票として使っている。
  - し、配慮事項をわかりやすく記している。これ までは子どもの課題や弱みを書いていたが、社 会に出ると強みを早い段階から育ててほしいので、 今、達成できていること、強みを書くようにし ている。子どものよさを生かそうという発想。
  - ★特 別 支 援 学 級 在 籍 児 童 生 徒 、通級指導教室 を利用している児童生徒、にこにこサポート事 業の対象児童については「個別の指導計画」の 教育委員会への提出を求めている。
  - ★保・幼・小・中学校の特別支援教育コーディネ ーターの研修会で支援の必要な子どもについて は「個別の指導計画」を作成するように伝え ている。その際、「特別支援教育ハンドブッ ク」(島根県教委)の様式例を紹介している。
- ★保・幼から小学校へは「移行支援会議」、小学校か ら中学校へは中学校の教員が小学校へ訪問し子ど もの様子を見る。中学校から高校へは受験への対 応や合格発表後に、生徒観察や引継ぎのための 連絡会や移行支援会議が行われている。つなぎ のツールとしての「支援計画」はまだ整ってい ないが学校間のつながりはある。
- ★平成18年度に特別支援教育コーディネーター 会で「特別支援教育コーディネーターガイドブ 計画」の様式例も示している。
- ★特別支援学級在籍の児童生徒と通級指導教室を 利用している児童生徒、幼稚園、通常の学級に 在籍している特別な支援を必要とする園児児 童生徒については、「個別の教育支援計画」の 作成と教育委員会への提出を求めている。
- ★特別支援教育コーディネーター会で「作るだけ ではなく活用する」ように呼びかけている。
- ック」を作成した。その中で「個別の教育支援 ★以前は「支援計画」を知ってもらうことが大事だっ た。今は書き方などの研修から支援の仕方等の 研修になってきている。

#### 専門家干三△会議○巡回相談

専門家チーム会議は、管内の学校等に対して、障がいのある幼児児童生徒への相談支援を行うた めに教育事務所ごとに設置されている相談支援チームです。医療や特別支援教育の専門家の方に 委員をお願いしています。今年度は専門家チームへの相談はありませんでした。これは、松江・安 来市の相談支援体制の充実、特別支援学校の巡回相談の利用、各関係機関との連携、各校の特別支 援教育校内体制の充実等々、管内の相談支援体制が充実しているからだと捉えています。

【平成27年度 専門家チーム会議】 平成27年12月10日(木) 今年度の専門家チーム会議では、相談ケースの検討会は行いませんでしたが、委員の情報交換、意 見交換を行いました。小学校で通級指導教室を担当している委員の方から、通級指導教室で行って いる読み書き障がいの児童への指導の事例を紹介していただきました。各委員の方がそれぞれ通級 指導教室を利用している子どもや指導の実際について理解を深めることができました。

日本は平成26年に「障害者の権利に関する条約」を批准しました。また、平成28年4月1日からは、「障害者差別解消法」が施行されます。今、世界の国々で、誰もが相互に人格や個性を尊重し合える「共生社会」の実現をめざしています。そして、教育もインクルーシブ教育に向かって動き出しています。

今年度はそうした時代のニーズに応じ、「インクルーシブ教育システムの構築」をテーマにした講演を中心とした研修会を開催しました。講師の伊藤先生からふだん聞く機会の少ない法令や国の最新の動き、今後のインクルーシブ教育システムの構築の方向性についてお話していただきました。また、学校の実情に応じて取り組んでいかなければならない「基礎的環境整備」と「合理的配慮」についての考え方や子どもの特性に応じた具体的な事例の紹介もありました。

#### 特別支援教育研修会 平成27年11月26日 インクルーシス教育システム構築のための特別支援教育の推進 講師:国立特別支援教育総合研究所 生任研究員 伊藤由美先生

#### 講演の内容

☆インクルーシブ教育システム構築に関する動向

☆インクルーシブ教育システム構築に関する基本的な考え方

☆合理的配慮 ☆基礎的環境整備

☆合理的配慮と基礎的環境整備の関係

☆インクルーシブ教育システム構築支援データベース(\*)

の事例から具体的な合理的配慮についての紹介

☆発達障がいの特性と具体的な支援

☆校内支援体制づくり

### 参加者の感想より

- ★インクルーシブ教育システムについてわかりやすく説明してもらいよくわかった。今まで行っていたことがガラッと変わるわけではないことや、これから私たちが構築していくものだということが理解できた。
- ★インクルーシブ教育システムについて、ただ「場を共有する」だけでなく、支援により学びへの参加が保障されることが大切だということを改めて感じた。保護者や本人と合意形成を図るうえで、「合理的配慮」と「基礎的環境整備」について校内での理解を進めていくことが必要と感じた。
- ★「合理的配慮」「環境整備」そのものが目的ではなく、子どもたち一人一人の学習への参加(学習権の保障)が重要であることを忘れず、一人一人の特性を的確に把握し、丁寧な支援をしていくことの必要性を改めて感じることができた。
- ★「合理的配慮」の仕方を具体的に例を用いて説明していただいたので大変勉強になった。特に「授業の受け方」のプリントやシンプルなプリントの作成例は今後現場でも取り入れていきたいと思った。環境を整えて生徒への配慮を行うように心がけたいと思う。
- ★「インクルーシブ教育」と「インクルーシブ教育システム」の違いはなるほどと思った。これまでのもやもやしていたことがすっきりした。
- ★「合理的配慮」と「基礎的環境整備」についての概要は理解できた。しかし、現場でどのように 対応するかを考えた時、難しさ(経済面でなく、どこまでを過度の負担とするのか等)を感じた。
- \*インクルーシブ教育システム構築支援データーベースは、国立特別支援教育総合研究所HPに掲載されています。